

安全保障理事会議長声明

「国際連合平和維持活動」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2015年12月31日に開催された、安全保障理事会の第7599回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

「安全保障理事会は、安全保障理事会、部隊および警察要員提供諸国、並びに事務局の間の協議（三者協議）の問題および2009年12月17日の部隊および警察要員提供諸国並びにその他の利害関係者との協力強化に関する国際連合平和維持活動についての全体の安保理作業部会の報告書（S/2009/659）、安保理諸決議1353（2001）および2086（2013）、2010年7月26日（2010/507）並びに2013年10月28日（S/2013/630）の安保理議長ノートおよび2015年11月25日の安保理議長による声明（S/PRST/2015/22）を想起する。

安全保障理事会は、安全保障理事会、部隊および警察要員提供諸国並びに事務局の間の協議について、「国際連合平和活動の将来：平和活動に関するハイレベル独立パネルの勧告の実施」と名付けられた事務総長報告書（S/2015/682）の勧告および平和活動に関するハイレベル独立パネル報告書（S/2015/446）の勧告に留意する。安全保障理事会は、これら利害関係者三者の間の協議を通じた効果的な対話のないことが、全ての側のいらだちを生みだしそして職務権限の履行を損なってきたという、ハイレベル独立パネルと事務総長の見解に、特に留意する。

安全保障理事会は、議長国チャドの下で、2015年12月11日に開催された「安全保障理事会、部隊および警察要員提供諸国並びに事務局の間の戦略的対話に向けて」というテーマに関する安保理作業部会の第9回会合で表明された見解に留意する。

安全保障理事会は、事務局と部隊および警察要員提供諸国との持続的な協議は、適切な対応の共有した理解と職務権限に対するその見通し並びに活動の実施にとって欠くことのできないものであることを認識している。これに関連して、安全保障理事会は、安全保障理事会、部隊および警察要員提供諸国並びに事務局の中の協議を促進するために存在している多くの制度、特に作業部会、部隊および警察要員提供諸国との公式や非公式協議、並びに総会の平和維持活動に関する特別委員会および軍事参謀委員

会の役割を想起する。安全保障理事会は、これらの制度の存在にもかかわらず、これら利害関係者三者の中の現在の協議が、その期待に応えておらずまだその十分な能力を発揮していないことを認識している。

安全保障理事会は、活動の現場での部隊および警察要員提供諸国の経験や専門知識が、活動の計画立案を大きく支援できることを認識している。安全保障理事会は、本質的で、典型的なそして有意義な交流の重要性を強調した会合が有益で実りの多いものとなるように利害関係者三者による完全参加の重要性を強調する。安全保障理事会は、安全保障理事会、部隊および警察要員提供諸国並びに事務局の中の効果的な協議の重要性、そしてこれらの協議は、活動の職務権限の問題を超えて平和維持要員の安全および防護、戦略的な兵力の増強、ジェンダー、性的搾取および虐待の申し出を含む、行動および規律、文民任務の保護の実施、能力、任務遂行、装備および国の異議申立のような分野まで拡張しなければならないことを認識している。

安全保障理事会は、それにより安保理が、作業部会と部隊および警察要員提供諸国との会合を通じたものを含んで、安全保障理事会により考慮されている要員提供諸国の見解と共に、部隊および警察要員提供諸国の見解を、適当と認められる場合に、求めるために安保理作業部会を設立した、2001年1月31日の安保理議長声明（S/PRST/2001/3）を想起する。安全保障理事会は、非公開会合における事務局による完全且つ包括的な概況説明の有効性および情報の有意義な交換を求めるための活動を行っている部隊および警察要員提供諸国を含む全ての関連するものによる完全参加の重要性を強調する。安全保障理事会は、要求された能力、任務遂行基準および予定表に対する期待を設定し、並びに部隊および警察要員提供諸国の限界を理解するための機会として、部隊および警察要員提供諸国との協議を考える。決議 2242（2015）の本文第7項を想起しつつ、安全保障理事会は、そのような概況説明が、ジェンダーの視点が新しい派遣団の計画立案および既存のものとの再検討において考慮されることを確保するために適切な情報を含まなければならないことを強調する。

安全保障理事会は、事務局に対し、適切な場合また時宜を得たやり方で、とりわけミッション内の極めて重要な安全上の出来事に関する情報を関連する部隊および警察要員提供諸国にさらに提供することを奨励する。安全保障理事会は、2015年1月1日から12月31日までの期間の平和維持活動に関する安保理作業部会の活動に関する報告書（S/2015/1050）に反映されたように、三つの利害関係者間の協議に対する国の対処方法における発展を歓迎する。安全保障理事会は、その理事国に対し、事務局

と部隊および警察要員提供諸国とのそのような非公式の、双方向のそして焦点を絞った協議を開催しそして更に発展させることを続けることを強く奨励する。

安全保障理事会は、ミッションの設立前および活動期間中、可能性のある部隊および警察要員提供諸国との持続した協議は、そのような協議が、ミッションの設立を遅らせるべきではないことを認識しつつ、職務権限の共有した理解およびその実施に対する共通の責務のために重要である。安全保障理事会は、職務権限と活動の概念に関して提供する誓約をもたらしている、要求された能力に関する事務局と可能性のある要員提供国の中の共有された理解を確保するべきであるという目的で、専門化した要員、専門家および必要な場合には軍の高官を含む、上級レベルでの事務局と部隊および警察要員提供諸国との定期的な包括的かつ意味ある協議を開催することの重要性を強調する。

安全保障理事会は、事務局に対して、必要とされる能力の審議を認めることまた一定の任務を負託することそして具体的な時間的枠組の下で要求された能力を生み出すことに関与した課題と機会に関する洞察力を得るための機会を安保理に与えることを目的として、活動が承認される前に紛争の安保理の評価と可能性のある職務権限の選択肢に関して、必要な場合には、安全保障理事会理事国と一緒に、可能性のある部隊および警察要員提供諸国に概況説明することを招請する。安全保障理事会は、事務局に対し、適切な時には、既存の制度を通して、部隊および警察要員提供諸国に定期的に概況説明することをまた招請し、そして部隊および警察要員提供諸国が直面している運用上の課題に関する見解の十分な交換の重要性を強調する。安全保障理事会は、戦略的兵力増強および能力立案部門の設立をこれに関連して歓迎する。安全保障理事会は、事務局に対し、安全保障理事会と一緒に、部隊および警察要員提供諸国に定期的に概況説明することを要請し、そして一旦平和活動の職務権限が確立されたならば進展を評価することにおいて、現場に展開されたその制服要員を含む、要員提供諸国の見解を求める。

安全保障理事会は、平和維持活動の成功が、最初から国際連合と地域的および準地域的な機構との間の強力な共同作業を益々必要とすることを認識しそしてこれに関連して事務局を奨励し、また適切な場合には関連する地域的機構、とりわけアフリカ連合と、特に地域から国際連合平和維持活動に移行する時はいつでも協議する用意があることを表明する。安全保障理事会は、事務局に対して、部隊および警察要員提供諸国が計画立案過程期間中に自らの助言を寄与し続けることを可能にしたその要員が新しい要求を満たす能力を有することを確保するように、要員、装備、訓練および兵站要件に関して影響を有するであろう軍事的任務、ミッション特定の交戦規則、活動の概念または指揮統制構造若しくは

早期の平和構築における計画の何らかの変化の場合、部隊および警察要員提供諸国と時宜を得たやり方で協議することを強く奨励する。安全保障理事会は、事務総長に対し、職務権限の変更の理解の統一およびミッション全体のより良い職務権限の実施を確保するため、活動の新しい概念や指令の発行に先だつて、職務権限の変更について、ミッションの長、部隊指揮官および警察長官が、上級の文民要員および軍事要員と早期に関わることを確保することをまたこの過程に実際の活動に従事している司令官の見解が考慮されることを確保することを求める。

安全保障理事会は、負託された任務の実施に対する部隊および警察要員提供諸国の失敗また文民保護の職務権限の実施そして性的搾取と虐待の申立に関するものを含む、職務権限の実施を損なう、行動、規律および任務遂行問題に関して、安全保障理事会に概況説明を提供するという事務総長の意図、並びに適切に安全保障理事会に通知するという事務総長の意図に留意し、そして三者協議に対するこれらの問題の重要性に留意する。安全保障理事会は、ミッションにより遂行されることになる任務の徹底した共通理解を通じた三者協議のための能力と任務遂行要件の問題の重要性にまた留意し、そしてこれに関連して、事務局に対し、これらの要件を明確にすることにより部隊および警察要員提供諸国を支援することを求め、またこれらの要件を満たすことにおける部隊および警察要員提供諸国に対する加盟国による現行の支援を歓迎する。安全保障理事会は、部隊および警察要員提供諸国に対し、可能な展開、軍または警察派遣部隊の使用に関する異議申立について交渉期間中、意志疎通することを奨励し、そしてこれらの異議申立が、展開を進めるかどうかを含む、部隊選択の時、意志決定過程において考慮されることになることを強調する。

安全保障理事会は、その作業部会を含んで、三者協議、特に部隊および警察要員提供諸国とのそのパートナーシップ、を高めるため議論を進めることそしてこの議長声明の約束を先に進めことを引き受けたままである。安保理決議 1353 (2001) および関連する議長声明を想起し、安全保障理事会は、現行の基礎に基づいてまた職務権限の更新に先だつて部隊および警察要員提供諸国との非公式協議セッションの過程を更に開発するその用意があることを表明しそして部隊および警察要員提供諸国に対し、2016年3月31日までに、安保理作業部会を通じたものを含んで、この問題に関する自らの見解を提供することを促す。